



## 近代的な老人ホーム着工

5月23日、仮称市立養護老人ホームの起工式が、建設地、富士見台5丁目2番地で行われました。

このホームは、市内公共施設では初めての太陽熱を利用するソーラーシステムを導入します。この設備によって建物の給湯はすべて賄います。

建物は、鉄筋コンクリート造り、4階、一部2階建て、延床面積3,525平方メートル、収容人員は100人で、来年3月に完成します。



(「アーアー、でもターザンのようにうまくいかないな」)



(建設第一歩のクワを入れる市長)

## 冒険のターザンロープ

56年度みどりの学校が5月12日から丸火の市立少年自然の家ではじまりました。11月までの間に市内22小学校の5年生三千八百余人が2泊3日の日程で参加します。きれいな自然の中で、オリエンテーリングやフィールドワークなどを通じ、たくましい心と体力を養います。



## 下水道受益者負担金とは

おたずねします 私たちの生活環境をよくするために、公共下水道の建設は重要なことと思います。

富士市も下水道建設に多額の事業費を使っているようです。それにより下水道が使えるようになると、負担金を納めることが義務づけられて

いると聞きました。

これはどういう制度で、どのくらいの金額になるのでしょうか。

(駅南一市民)

おこたえします 下水道建設にはたいへんなお金がかかります。

1日も早く下水道を完備して、住みよい町にするため、市民のみなさんに事業費の一部を負担していただくのが、受益者負担金制度です。

下水道の事業は、主に国と市の税金で行いますが、下水道の設置によって利益を受ける市民は、下水道のできた地区の市民に限られます。

そこで下水道の設置によって利益

を受けるみなさんに事業費の一部を負担していただき、早く事業を促進することが、負担の公平であるという考え方でこの制度は、制定されています。

負担金額は、富士処理区の場合、土地1平方メートルにつき120円です。納入方法は、5カ年の分割払いで、1年をさらに4期に分け、合計20期で納めていただきます。

ただし、富士市では、農地については宅地になるまで負担金の徴収を猶予しています。

これからもこの制度をご理解のうえご協力をお願いします。

(市下水道課)